

公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構大学機関別認証評価に関する規程第4条第5項の規定に基づき、大学機関別認証評価（追評価を含む。以下「評価」という。）を実施する公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の評価員の職務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評価員)

第2条 評価員とは、大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）の下に受審校ごとに編成される評価チームの一員として評価を実施する者をいう。

(評価員候補者の登録)

第3条 本機構は、次に掲げる者を評価員候補者として登録する。

- (1) 国公立大学その他の関係機関の長から推薦された者
- (2) その他理事長が必要と認める者

(登録期間)

第4条 評価員候補者の登録期間は3年とし、更新を妨げない。

(評価員の委嘱)

第5条 評価員は、評価員候補者の中から判定委員会を選定し、理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 評価員の任期は、前条に規定する委嘱の日から当該日が属する年度の末日までとする。

(職務)

第7条 評価員は、次の職務を行う。

- (1) 受審校の書面調査
- (2) 受審校の現地調査
- (3) 受審校の評価チーム報告書の作成
- (4) 評価実施のための研修及び諸会議への出席
- (5) その他評価の実施に関すること。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価員に関し必要な事項は、判定委員会の意見を聴いて、理事長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、判定委員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。